

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 フォローアップ会合
議事概要

日 時：令和5年11月30日（木）10:00～12:00

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

両宮孝子座長、高山昌茂座長代理、岡野貞彦委員、黒田かをり委員、酒井香世子委員、溜箭将之委員、永沢裕美子委員、中田裕康委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、松前江里子委員、松元暢子委員、吉谷晋委員

【オンライン出席】

菅野文美委員

【御欠席】

澁谷雅弘委員

内閣府：加藤鮎子大臣、北川修公益法人行政担当室長、高角健志次長、真弓智也参事官、大野卓参事官、古谷真良企画官、吉田理子企画調整官

【議事】

「最終報告」後の制度改革の進捗状況について

【概要】

冒頭、加藤鮎子大臣から、挨拶において、

- ・新しい資本主義実現のための今回の公益法人制度・公益信託制度改革の意義
 - ・「最終報告」取りまとめへの謝意
 - ・透明性を持って改革を進める必要性
 - ・本フォローアップ会合への期待
- が述べられた。

次に、事務局から改革の全体像、スケジュール、法案の検討状況等について説明を行った。

その後、各委員による意見交換が行われた。主な意見は、以下のとおり。

（公益法人制度について）

- ・有識者会議の最終報告を踏まえ、関連法案の提出が進められていることは喜ばしい。一方、法令の細目や、運用次第で、当初の理念に沿わない結果になることがあるため、今後の展望に注目することが必要。
- ・経営の自由度拡大の一方、透明性を高めることが、今回の改革のコンセプトだが、後者はまだはっきりとしていない。デジタルの活用が重要だが、セキュリティにコストがかかる

時代であり、その対応も課題になってくる。

- ・ガバナンスは重要だが、小規模法人にとって費用負担が大きいため、公益充実資金の活用やガバナンスのために寄附を集めやすい環境整備の検討が必要。
- ・収支相償の見直しについて、法人の自由な経営判断を尊重するように制度を具体化して欲しい。
- ・遊休財産規制の見直しについて、どのような場合に規制対象から控除される財産を保有できるのか、法人にどのような説明を求めるのか等、今後、制度設計で明確にして欲しい。
- ・情報開示は、寄附者、助成先、インパクト測定を行う者等関係者が使いやすい形での開示が重要。
- ・インパクト測定・マネジメントについて、公益目的事業の質の向上だけでなく、法人の意思決定などガバナンスの向上にも資するものである。当該取組を進めるために、事例収集は重要な一歩。民間とも協同し、普及・啓発を図ることが重要。
- ・公益目的事業としての出資について、各国同様、公益のための出資であることが要件と考えられるが、新しい資本主義の考え方とも整合するのではないか。
- ・ガイドラインについては、ルールベースではなくプリンシプルベースのものとするのが重要。ガイドライン、手引き、Q & A等についてなるべく全体像が分かるように整理するとともに、それらが独り歩きしないようにしていただきたい。
- ・申請する法人にとって記載の粒度、必要書類等がわかりやすいガイドラインを作成して欲しい。
- ・法人の責務規定を設けることについては、国会審議も含めた今後のプロセスで広くコンセンサスが得られるようにする必要があるのではないか。
- ・公益法人の理事・監事が大きな役割を果たしていくことになるが、この分野の人材をどう育成していくか、官民をあげて取り組まなければならない。
- ・行政庁の担当者によって法令等の解釈・運用が異なることがないように、研修に尽力いただきたい。

（公益信託制度について）

- ・公益信託制度の改革案について、法制審議会要綱のポイントである、①信託財産の範囲拡大、②受託者の範囲拡大（主体の属性ではなく実質的な能力で判断）、③主務官庁制の廃止、をいずれも具体化する内容となっている。
- ・公益認定等委員会での法人の公益性判定の蓄積等は、公益信託制度が一元化された場合にも担い手の特性に応じた判断の安定性や効率性に生きてくるのではないか。
- ・公益法人の公益認定取消し時の公益目的取得財産残額の贈与先及び清算時の残余財産の帰属先に公益信託を追加するなど公益法人と公益信託と接合することでシナジー効果が生まれるのではないか。

- ・法制審議会では、当時の公益法人制度を踏まえた検討がなされていたと認識している。それから時間が経過しており、その後の事情変更を踏まえた制度設計が重要。
- ・公益信託は、公益法人への寄附と比べて何が異なり、何ができるのか。寄附者だけでなく受託者や信託管理人の受け皿となる機関に対しても、広く周知していくことが求められる。その際、行政だけでなく民間の役割も重要。
- ・信託銀行が受託者になる場合、信託業法の規制を受けた契約書を作成する必要があるため、モデル公益信託契約書を作成する際には、それも踏まえたものにして欲しい。
- ・既存の公益信託は切り崩し型が前提だが、新しい公益信託では様々な形態が想定されるため、信託に応じた契約のひな型があるとよい。
- ・公益信託の軽量・軽装備という特徴は、信託事務処理がシンプルであることに依拠しており、例えば、美術館の運営ノウハウのある者が美術品を信託財産として受託するような形であれば、特徴が発揮されるのではないか。
- ・新しい公益信託で想定される財務三基準について、当該信託の性質に応じて、作成書類の負担軽減が図られる制度とすることが望ましい。
- ・既存の公益信託の移行手続について、負荷がかかりすぎないような配慮が必要。

(共通するものその他)

- ・「民間公益の活性化」という目的達成のために、制度利用者が自らのニーズに合致する手段を選択できるよう、公益法人を選ぶことが、NPO法人や公益信託を選ぶことと比べ、どのようなニーズに合致するかわかりやすく示せるとよい。
- ・大規模な資金を拠出してもらうためには営利企業との連携も重要。
- ・今回の制度改革は、コロナ禍での反省も踏まえ、制度をよりよくするもの。制度だけでなく、法人関係者の考え方も変える必要がある。今後、関係者が交流するような場があればよいのではないか。
- ・法改正が期待した効果を本当に生んでいるのか、KPIを設定して事後的にチェックしていくことが必要。
- ・平成20年度の改革で会計基準が大きく変わったが、今回の制度改革でも大きな変更が必要になる。できるだけわかりやすい会計基準を作っていきたい。

等

その後、両宮座長から、改革の具体化への期待、関係者と対話しながら検討を進める必要性、本日の議論への謝意について発言があり、閉会となった。

以 上